（電子提供措置をとる場合における招集通知の記載事項）

第百六十二条の三　法第九十四条第一項において準用する会社法第三百二十五条の四第二項第三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　電子提供措置をとっているときは、電子提供措置をとるために使用する自動公衆送信装置のうち当該電子提供措置をとるための用に供する部分をインターネットにおいて識別するための文字、記号その他の符号又はこれらの結合であって、情報の提供を受ける者がその使用に係る電子計算機に入力することによって当該情報の内容を閲覧し、当該電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録することができるものその他の当該者が当該情報の内容を閲覧し、当該電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録するために必要な事項

二　法第九十四条第一項において準用する会社法第三百二十五条の三第三項に規定する場合には、同項の手続であって、金融商品取引法施行令第十四条の十二の規定によりインターネットを利用して公衆の縦覧に供されるものをインターネットにおいて識別するための文字、記号その他の符号又はこれらの結合であって、情報の提供を受ける者がその使用に係る電子計算機に入力することによって当該情報の内容を閲覧することができるものその他の当該者が当該情報の内容を閲覧するために必要な事項

（電子提供措置事項記載書面に記載することを要しない事項）

第百六十二条の四　法第九十四条第一項において準用する会社法第三百二十五条の五第三項に規定する内閣府令で定めるものは、投資主総会参考書類に記載すべき事項（次に掲げるものを除く。）とする。

一　議案

二　投資主総会参考書類に記載すべき事項（前号に掲げるものを除く。）につき電子提供措置事項記載書面に記載しないことについて監督役員が異議を述べている場合における当該事項

備考　表中の［　］の記載は注記である。

［条を加える。］

［条を加える。］

（特定目的会社の社員総会に関する規則の一部改正）

第九条　特定目的会社の社員総会に関する規則（平成十八年内閣府令第五十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次	目次
第一章　［略］	第一章　［同上］
第二章　社員総会	第二章　［同上］
第一節　［略］	第一節　［同上］
第二節　社員総会参考書類	第二節　［同上］
［第一款～第六款　略］	［第一款～第六款　同上］
第七款　社員総会参考書類の記載の特則（第二十五条）	第七款　社員総会参考書類の記載の特則（第二十五条）
第三節　電子提供措置（第二十六条―第二十八条）	
附則	附則